

令和8年度～令和12年度 独立行政法人自動車技術総合機構の
会計監査人候補者の企画提案書の募集について

令和8年8月6日

独立行政法人自動車技術総合機構

理事長 杉 山 徹



独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第39条の規定により会計監査人の監査を受けることとされています。会計監査人の選任は、通則法第40条の規定により国土交通大臣が行いますが、選任にあたっては、当機構から会計監査人候補者名簿を国土交通大臣へ提出し、その選任を求めることとなっております。

なお、今回の候補者の選定は、令和8～令和12事業年度の複数年としますが、毎年度、国土交通大臣の選任を受けることから契約期間は単年度となります。

また、令和9事業年度以降については、国土交通大臣の選任を求めるにあたり、前年度において国土交通大臣により選任された候補者から監査計画書等を提出頂きます。当機構においてその内容を確認し、適切であると認められる場合に限り、引き続き国土交通大臣の選任を求めることとします。

ただし、選定された者が行政処分を受けるなど特別の事由が生じた場合は、選定の見直しの対象となります。

つきましては、会計監査人候補者名簿を作成するため、会計監査人に就任する希望をお持ちの公認会計士又は監査法人の方（通則法第41条第2項に該当する者を除く。）に対して、企画提案書の募集を行いますので、希望される方は下記により提出願います。

記

1. 応募資格

本企画競争への参加者は次に掲げる要件を有していなければならない。

- (1) 通則法第41条に規定する資格を有する者であること。
- (2) 令和7・8・9年度一般競争参加資格（全省庁統一参加資格）で「役務の提供等」において「B」等級以上の資格を有する者であること。
- (3) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国土交通省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

こと。

(7) 業務の実施に必要となる措置を適切に実施できる体制を有していること。

2. 応募資格の確認

(1) 本企画競争への参加者は、令和7・8・9年度一般競争参加資格（全省庁統一参加資格）の写し1部を提出して、参加資格の有無について確認を受けること。

(2) 提出期間は以下の通り

令和8年8月6日（木）から令和8年9月15日（火）まで（提出期限必着）
（土及び日曜日を除く9時から17時まで。）

(3) 提出場所は以下の通り

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-4-1 住友生命四谷ビル4F
独立行政法人自動車技術総合機構 総務部 会計課
電 話：03-5363-3443
電子メール：nyusatsu-honbu@natec.go.jp

(4) 提出方法については、持参、郵送（書留に限る。）又は電子メールとする。

3. 「企画提案書の記載事項」の配布

(1) 配布期間については、2. (2)に同じ

(2) 配布場所については、2. (3)に同じ

4. 「企画提案書」の提出

(1) 提出期間については、2. (2)に同じ

(2) 提出場所については、2. (3)に同じ

(3) 提出方法については、持参又は郵送（書留に限る。）とする。

(4) 提出様式については、日本産業規格A列4番で横書きとし、4部提出すること。

(5) 「企画提案書」に対する質問がある場合は、質問書に記載して令和8年9月2日（水）までに電子メールで提出すること。

(6) 上記(5)の質問に対する回答書は、電子メールにより「企画提案書の記載事項」の受領者全員に回答する。

回答予定日時 令和8年9月10日（木）

5. その他

(1) 企画提案書は、会計監査人候補者選定以外には使用しません。

(2) 企画提案書の作成に係る費用は提案者の負担とし、提出された提案書は返却しません。

(3) 監査人候補者名簿の作成にあたっては、当機構の審査委員会において企画提案書及び監査報酬見積書等の内容を審査し決定する。（なお、審査にあたり、ご提出頂いた提案書等の内容について、必要に応じてヒアリングを実施することがあります。）

- (4) 契約については、国土交通大臣の会計監査人選任後手続を行う。
- (5) 監査契約締結にあたっては、監査契約書の作成を要する。
- (6) 契約保証金は、要しない。
- (7) 独立行政法人自動車技術総合機構の概要については、当機構の公式サイトを参考とすること。
<https://www.naltec.go.jp/>
- (8) 会計監査人の任期は、令和8年度から令和12年度（令和8年4月1日～令和12年3月31日）の財務諸表について、独立行政法人通則法第42条の規定に基づき、選任の日以後最初に終了する事業年度についての財務諸表承認日までとする。

6. 企画提案書の記載事項（別紙参照）